明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**四二一）　一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一五九六～一六〇三）　三〇
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**一六〇四）　三五
〔**人事異動**〕
国税庁　三六
〔**公　告**〕
諸事項　三七
裁判所
公示催告、破産関係　三七
特殊法人等
独立行政法人日本貿易振興機構平成二十一事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、平成二十一事業年度全国健康保険協会の財務諸表、日本弁護士連合会法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）中一部改正・犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）中一部改正・難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）中一部改正・裁決、型式適合認定関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

告　示

○外務省告示第四百二十一号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十二年九月十七日

外務大臣　岡田　克也